

質問回答一覧

Q 1 : 報告様式では、報告の期日について、災害が生じた日から速やかに報告するとあるが、どのタイミングで報告するのか。

A 1 : 入所者等の安全が確保でき、2次災害の恐れがなくなった段階で、可能な範囲で報告ください。文書を作成することが困難な場合は、口頭でも構いません。

Q 2 : 市町村へ報告する必要はないのか。

A 2 : 市町村への報告については、本通知では求めておりません。なお、別に市町村から依頼があっている場合には、対応をお願いいたします。

また、状況に応じ、いただいた情報については、当方から、市町村の担当部局に連絡いたしますので、御了承願います。

Q 3 : 今回の通知の被災状況報告にて報告をお願いされている人的被害とはどのようなものか。

A 3 : 入所、通所施設において、利用者がそのサービス提供を受けている間に受けた被害、又は各事業所の従業者が職務遂行中に受けた被害を想定しています。

Q 4 : 居宅訪問系事業所の場合は、利用者の安全等を確認する必要はあるのか。

A 4 : 居宅介護サービス等を受けている利用者の自宅被害や当該利用者自身の被害について報告を求めるものではありません。

なお、市町村等から協力の要請等があった場合は、可能な範囲で御協力願います。

Q 5 : 物的被害とはどのようなものか。

A 5 : 各事業所が受けた、浸水や建物の損傷などの被害を想定しています。